

高齢運転者等標章再交付申請の手続き案内

手続の内容・資格等	高齢運転者等標章の再交付を申請する場合の手続きです。
根拠法令	道路交通法第45条の2
受付期間等	受付期間：月曜日から金曜日(休日，年末年始を除く。) 受付時間：8時30分から16時30分まで ※ 12時00分から13時00分の受付については，申請先の警察署へお尋ねください。
受付窓口	申請者の住所地を管轄する警察署の交通課又は幹部派出所へ申請してください。 ※ 幹部派出所の取扱いについては，幹部派出所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。 ※ 警察署又は幹部派出所の管轄については，「警察署の管轄について」をご参考ください。
必要書類等	① 高齢運転者等標章再交付申請書 (※申請書に押印は不要です。) ② 現在お持ちの標章(標章を亡失し，又は滅失した場合を除く。) ③ その他審査に必要な資料の提出を求める場合があります。 ※ 再交付申請に記載事項変更を伴う場合は，記載事項に変更が生じたことを証する書面を添える必要があります。 この場合には，再交付申請書の「理由」欄に再交付申請の理由に加え，記載事項変更の内容及び理由を記載してください。
注意事項等	○ 郵送による申請はできません。 ○ 標章の再交付を受けた後，亡失した標章を発見したときは，再交付を受ける前の標章について「速やかに」公安委員会に返納しなければなりません。
問い合わせ先	○ 鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 (電話 099-206-0110 内線 5172, 5173, 5178) ○ 各警察署の連絡先 ホームページをご参照ください。 (「ホーム」→「手続・申請」→「各種様式」→「道路使用・通行許可に関する様式」→「◆警察署の管轄について」)